

土木班・道路班 危機管理検討会設置要領

(目的)

第1条 千葉市地域防災計画に定める土木班・道路班（建設総務課及び土木部、道路部）の事務分掌の実施に関し、災害時等の各種リスクに対する対応力を強化し、責務を十分果たすことを目的とし、土木班・道路班 危機管理検討会（以下「検討会」）を設置する。

(検討内容)

第2条 検討会は、前条の目的を達成するために、以下の事項について実施する。

- (1) 災害時等の各種リスクに対応するマニュアルの策定
- (2) 職員への災害対応方法の周知及び、訓練
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 検討会は、別表1に定める者をもって構成する。

- 2 座長は、土木部長の職にある者とする。
- 3 副座長は、道路部長の職にある者とする。
副座長は、座長を補佐し座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 検討会は、座長が招集する。

- 2 委員が出席できないときは、当該委員が指名する者が代理して出席することができる。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 4 委員の承認が得られた場合、会議開催とみなすことができる。

(幹事会)

第5条 検討会に幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、検討会の目的を達成するため、必要な事項について検討を行う。検討会に先立ち、議案等について、ワーキングと連携し検討を行う。
- 3 幹事会は、幹事長、幹事及びワーキングリーダーをもって組織する。

(ワーキング)

第6条 幹事会の作業部会としてワーキングを設置できるものとする。

- 2 ワーキングは、幹事会を補佐するため、必要な事項について具体的に調査検討、検討会の実施内容の周知及び訓練を支援する。
- 3 ワーキングは、別表2に定める者をもって組織する。
- 4 ワーキングリーダーは、ワーキングをとりまとめ、代表として検討会・幹事会に参加する。

(事務局)

第7条 事務局は、建設局土木部土木管理課に置く。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

- この要領は、平成28年 1月 7日から施行する。
平成28年 4月 1日 一部改訂。
平成29年 4月 1日 一部改訂。
平成30年 4月 1日 一部改訂。

別表 1

役 職	職 名
座 長 副座長 委 員	土木部長 道路部長 建設総務課長 土木管理課長 土木保全課長 技術管理課長 路政課長 中央・美浜土木事務所長 花見川・稲毛土木事務所長 若葉土木事務所長 緑土木事務所長 道路計画課長 道路建設課長 街路建設課長 自転車政策課長
幹事長 事務局 幹 事	土木管理課長 土木管理課 土木管理課長が選任する職員

別表 2

・ワーキングの構成員	
本庁A チーム	建設総務課 1名、土木保全課 1名、技術管理課 1名、路政課 1名
本庁B チーム	道路計画課 1名、道路建設課 1名、街路建設課 1名、自転車政策課 1名
土木事務所チーム	各土木事務所各課 1名（8名）
各委員の推薦する職員	
なお、ワーキングチームの編成は検討項目により変更することができる。	